

京都市告示第128号

平成17年4月1日京都市告示第124号で告示した農業用水路等のうち以下のものについて農業用水路等以外の水路等に変更します。

また、京都市水路等管理条例第2条第2号の規定に基づき、農業用水路等を次のように指定します。

当該水路等及び農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成21年5月28日

京都市長 門川 大作

(変更水路等)

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	修学院水0046号	左京区修学院犬塚町8番30地先 左京区修学院犬塚町8番11地先	
2	修学院水0016号	左京区修学院鹿ノ下町50番8地先 左京区修学院鹿ノ下町45番地先	

(指定農業用水路等)

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	修学院水0060号	左京区修学院鹿ノ下町45番地先 左京区修学院鹿ノ下町32番4地先	

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)